

住民監査請求（教員等に支出した給与等に係る監査請求）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和 5 年 6 月 22 日に提出された住民監査請求について、令和 5 年 7 月 21 日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年 7 月 20 日決定）

1 請求の要旨

大阪市教育委員会は、令和 2 年 2 月 17 日、部活動指導員 A の出勤簿を偽造し部活動指導員に支払われた報酬 180,000 円の内（合計 12 時間分）30,000 円を不正に支出した。

同行為は私文書偽造罪及び同行使の犯罪を構成する。私文書偽造罪及び同行使の犯罪を認め、謝罪を行ったとしても懲戒を逃れることは出来ない。従って、関係教職員に支払われた給与及び、退職金の返還を求める。

また、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表を求める。

2 判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、当該行為等によって、当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する必要がある。

さらに、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて改正前の法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく損害賠償責任を問うこと（いわゆる代位訴訟）ができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」

ところで「地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、地方公共団体の区域内における教育行政については、原則として、これを、地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに、他面、教育行政の運営のために必要な、財産の取得、処分、契約の締結その他の財務会計上の事務に限っては、これを地方公共団体の長の権限とすることにより、教育行政の財政的側面を地方公共団体の一般財政の一環として位置付け、地方公共団体の財政全般の総合的運営の中で、教育行政の財政的基盤の確立を期することとしたものと解される。」としたうえで、「教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分については、地方公共団体の長は、当該処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、当該処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、

これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」とされている。(最高裁判所平成4年12月15日判決)

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

請求人は、部活動指導員Aの令和2年1月分の出勤簿等が偽造されたことについて、同行為が私文書偽造罪及び同行使の犯罪を構成し懲戒処分相当にもかかわらず、大阪市は組織ぐるみで隠ぺいしているとして、教育委員会事務局職員及び教員6名(以下「関係教職員」という。)に支払われた給与及び退職金が違法な公金の支出である旨主張し、その返還を求めている。また、これに伴う厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表についても要求している。

この点、請求人は、関係教職員への給与及び退職手当の支出という財務会計行為そのものに対しては、「大阪市は、組織ぐるみで犯罪を隠ぺいし、違法に当該職員の給与及び退職金を全額支給している」と主張するのみであり、当該行為が財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、財務会計法規上の義務違反となる事由を個別的、具体的に主張しているものとは認められない。

また、出勤簿等の偽造にもかかわらず関係教職員が懲戒処分を免れているとの請求人の主張は、あくまで財務会計行為に先行する原因行為の違法性を主張しているものと解されるところ、仮に先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、上記最高裁判所判決のとおり、市長から独立性を有する教育委員会が行った職員の任免その他の人事に関する処分に、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その原因行為の違法性は、市長が行った給与及び退職手当の支出という財務会計行為には承継されない。

本件においては、上記のとおり財務会計行為そのものに対する違法性の摘示があったとは認められないところ、教育委員会の行った当該行為にかかる判断等に著しく合理性を欠き、看過し得ない瑕疵があるとの特段の事情も認められないことから、請求人の主張する原因行為の違法性が財務会計行為に承継されると解することはできず、よって、当該主張は財務会計行為の違法事由を摘示し、財務会計法規上の義務違反にあたる個別的、具体的事実の主張には当たらない。

また、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表に関しては、本市がこうむった損害を補填するための請求ではない。

なお、請求人は、関係教職員が「令和2年2月17日、部活動指導員Aの出勤簿を偽造し、部活動指導員に支払われた報酬180,000円の内(合計12時間分)30,000円を不正に支出した」とも言及している。

しかしながら、令和2年9月24日付け住民監査請求に対する通知(令和2年10月29日付け大監第50号)において、部活動指導員Aあて同額の返還請求が行われており、本市がこうむった損害を補填するための措置は既に取りられていることが確認されていることから、本件請求において、重ねてこの措置を講ずることを求める必要性は認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないため、住民監査請求の対象とならないものと判断した。